

三豊市主催の行事・イベント等の開催基準の見直しについて

令和 2 年 3 月 24 日

令和 2 年 3 月 19 日に公表された、「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言」において、地域ごとの対応に関する基本的な考え方が示されました。

これを受け 3 月 24 日、三豊市では市主催の行事・イベント等の開催基準の見直しを行いました。

1. 基本的な考え方

- ①不特定の方が集まる行事・イベントは、開催の必要性を再検討し、原則、中止・延期とする。
- ②開催せざるを得ない、行事・イベントは、感染症対策を徹底のうえ、開催することができる。（開催については規模の縮小についても検討する。）
- ③講座、会合等、参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行うとともに、感染防止対策を徹底のうえ、開催することができる。

※市内及び近隣自治体で感染が確認された場合は、再び、中止等の見直しを行います。

2. やむを得ず開催する場合の感染防止対策

国は、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、行事等を開催するよう求めています。

そこで、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声する密接場面を避けることが重要です。

次の項目などできうる限りの感染防止対策を徹底することとします。

- ・発熱（37.5℃以上）や風邪などの症状が見られる方には、参加自粛の協力要請を行う。
- ・屋内行事・屋内イベントでは、室内換気を十分に行う。
- ・会場にアルコール消毒液等を設置する。
- ・高齢や基礎疾患を有する方で、感染リスクを心配される方には参加自粛の協力要請を行う。

3. 基準の適用期間

適用期間は「4月1日」から「当面の間」とします。

なお、国の動向や今後の感染の広がり等の状況を踏まえ、適時見直すこととします。